

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和3年4月26日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県は、令和3年3月5日に年度末までを工期とした請負契約を締結し、前払金を支払った県道瀬高久留米線新設工事（2工区及び3工区）（以下「本件工事」という。）について、契約締結後の3月11日に県議会での繰越承認の議決を受け、3月30日に翌年度にわたり工期の延長を行った。

本件工事について、単年度工事として契約したにもかかわらず、翌年度にわたる工事としたことは違法又は不当である。

知事に対しては、請負者からの前払金の返還請求及び適正な工事契約に係る指導通達の発出、監査委員に対しては本件工事の暫定的な停止勧告を求める。

(2) 違法又は不当とする事実及びその理由

ア 単年度工事の違法又は不当な繰越し

（違法又は不当である理由）

県議会で繰越承認される前に契約締結した工事は予算上「繰越承認工事」ではなく、「単年度工事」となる。

イ 令和3年度中の本件工事の続行

（違法又は不当である理由）

繰越承認される前に令和2年度末までの契約工期で当初契約を締結し、県議会の繰越承認後に工期延長して令和3年度現在も工事を続行している。

ウ 予算上の根拠がない本件工事の実施

（違法又は不当である理由）

単年度工事は令和2年度末まで工事完了するのが当然であり、工期延長できる予算上の根拠がない。

エ 誤った繰越額を計上した令和3年度予算案の提出

（違法又は不当である理由）

単年度工事として契約締結した時点で繰越しはできないので、本件工事に係る繰越し及び関係予算は誤りである。

オ 工事の数量変更なき工期の変更

（違法又は不当である理由）

工事契約書においても、工事数量の変更なしに工期変更できる条項はないことから、変更契

約は違法となる。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和3年5月12日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件工事について、工期の変更及びこれに関連する予算措置に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

県土整備部（県土整備総務課、企画課、道路建設課及び八女県土整備事務所）及び総務部（財政課）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和3年5月20日付で知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

ア 本件工事については、発注者は工期延長を入札条件として指名通知書に明示していたため、請負者は契約前からそれについて承知しており、また、繰越承認の議決後に工期を延長しているため、契約手続の瑕疵はないと判断する。

イ 発注者・請負者の双方が、工事請負契約書第62条による協議を行い、工期変更しているため、手続の瑕疵はないと判断する。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

ア 「第1の2(2) 違法又は不当とする事実及びその理由」のうち「違法又は不当である理由」について

第1の2(2)アについて、繰越承認を予定した入札方法が禁止されるものではなく、本件では繰越承認の議決も得られている。

第1の2(2)イの令和3年度においても工事を続行している事実は認める。

第1の2(2)ウについて、本件工事は、繰越承認の議決後に工期を延長したという経緯であって、予算上の根拠のもと工期延長されている。

第1の2(2)エの誤った令和3年度予算案の提出は否認する。請求人の主張の骨子は、「単年度工事であれば、同時に繰越承認申請をすることはおかしいのではないか」という主張と思われるが、本件工事は、工事の進捗を急ぐ必要性のもと、県議会での繰越承認を得たものであるから、手続に瑕疵はない。

第1の2(2)オの工事数量の変更なしに工期変更できないとの主張は否認する。

イ 生じる損害について

否認する。本件において何ら損害は生じていない。発注者は工期延長を入札条件として指名通知書に明示しており、請負者は契約前からそれについて承知して本件契約を締結しているの

であって、請負者から福岡県に対する損害賠償請求等のおそれもなく、請求人の主張には理由がない。

ウ 請求人が求める措置について

否認する。既に述べたとおり、本件工事は、繰越承認を受けた適法なものであり、手続の瑕疵はないから、何らの措置を要しない。

4 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年5月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、その際、監査対象機関の職員の立会を認めた。

請求人からは、同日までに補足資料が提出され、概ね上記第1の2(1)の記載に沿った陳述があった。その後、監査委員から請求人に対し、請求の対象となる職員、違法又は不当とする行為、生じている損害及び求める措置について確認を行った。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和3年5月12日から同年6月18日にかけて、関係書類の確認及び聴取調査等を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件工事の概要

本件工事は、国の社会資本整備総合交付金（以下「本件交付金」という。）を活用して実施する県道瀬高久留米線道路新設事業下妻工区（以下「本件事業」という。）の一部である。

(2) 本件工事の経緯

令和2年5月25日 本件交付金交付申請（福岡県知事から国土交通大臣あて）

令和2年7月27日 本件交付金交付決定（国土交通大臣から福岡県知事あて）

令和3年1月上旬 地元住民等関係者との調整が終了

令和3年1月14日 翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）の承認要求書提出
（支出負担行為担当官（福岡県県土整備部長）から福岡財務支局長あて）

令和3年2月8日 指名通知（指名競争入札を行う旨の通知。通知書には、工期として「契約締結の翌日から令和3年3月31日まで（工期については、関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定である。）」旨の記載あり。また、通知書に添付された特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）には、「工期については、関係機関との協議が整った場合、工事日数を220日にする予定である。」旨の記載あり。）

令和3年2月16日 翌債の承認通知受領
（福岡財務支局長から支出負担行為担当官（福岡県県土整備部長）あて）

令和3年2月25日 指名競争入札実施（請負者決定）

令和3年3月5日 契約締結（工期26日間：令和3年3月6日から令和3年3月31日まで）

(契約金額 2工区 39,820千円、3工区 39,600千円)

令和3年3月11日 令和2年度一般会計補正予算(第13号)可決(繰越承認議決)

令和3年3月23日 前払金支出(2工区 15,908千円)

令和3年3月24日 工期変更について請負者と協議

令和3年3月30日 前払金支出(3工区 15,840千円)

令和3年3月30日 工期変更(工期220日間:工期末を当初定めていた令和3年3月31日から令和3年10月11日に変更)

(3) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 単年度工事の違法又は不当な繰越し

本件工事に係る繰越予算については、令和3年1月上旬に地元住民等関係者との調整終了後、令和3年2月第11回福岡県議会定例会の第52号議案の令和2年度一般会計補正予算(第13号)の一部として令和3年3月5日に提出され、令和3年3月11日に可決された。

イ 令和3年度中の本件工事の続行

請負者と令和3年3月5日に工期26日間で当初契約を締結し、同年3月11日に県議会において補正予算が可決されて繰越しが承認された後、改めて発注者と請負者とが工事請負契約書第62条に基づく協議を行った上で、同年3月30日に工期を同年10月11日までに変更し、令和3年度も工事が行われている。

ウ 予算上の根拠がない本件工事の実施

上記イのとおり、請負者と令和3年3月5日に工期26日間で当初契約を締結し、同年3月11日に県議会において補正予算が可決されて繰越しが承認された後、改めて発注者と請負者とが工事請負契約書第62条に基づく協議を行った上で、同年3月30日に工期を令和3年10月11日までに変更し、令和3年も工事が行われている。

エ 誤った繰越額を計上した令和3年度予算案の提出

上記アのとおり、本件工事に係る繰越しについては、令和3年1月上旬に地元住民等関係者との調整終了後、令和3年2月第11回福岡県議会定例会の第52号議案の令和2年度一般会計補正予算(第13号)の一部として令和3年3月5日に提出され、令和3年3月11日に可決された。

オ 工事の数量変更なき工期の変更

本件工事に係る請負契約については指名競争入札により請負者を決定しており、指名通知書には関係機関との協議が整った場合には工期を延長する予定である旨、また、特記仕様書にも関係機関との協議が整った場合に工期を220日に延長する予定であることが明記されていることから、請負者は指名通知書を受領した時点で工期延長について承知していたものである。

また、上記1(2)のとおり、請負者と令和3年3月5日に工期26日間で当初契約を締結し、同年3月11日に県議会において補正予算が可決されて繰越しが承認された後、改めて発注者と請負者とが工事請負契約書第62条に基づく協議を行った上で、同年3月30日に工期を220日間に変更している。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 単年度工事の違法又は不当な繰越し

本件工事は、本件事業のうち、地元住民等関係者との調整に時間を要したために着工が遅れた工区の工事で、着工する時点で工期は翌年度にわたることが明らかであった。

本件工事を翌年度にわたって施工するためには、本件交付金に係る翌債の承認（財政法（昭和22年法律第34号）第43条の3）と繰越明許費に係る県議会の承認（法第213条）が必要である。

本件工事の契約については、地元調整を令和3年1月上旬に終え、同年1月14日に福岡財務支局長に対して翌債の申請を行い、同年2月16日に翌債承認を受けたものの、県議会の繰越承認を未だ受けられなかった。このため、2月定例会での繰越承認後の工期延長を条件として、請負者に翌年度にわたる工期となることを周知した上で応札を求め、令和2年度末までを工期とした契約を令和3年3月5日に締結した。県議会の繰越承認後に、請負者と協議の上、特記仕様書で示されていた工期に延長した。契約手続を進めるに当たっては、必要な人員や資機材の調達など請負者の業務執行に支障が生じないように十分な配慮をしていたものである。

繰越明許費は、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができることとされ（法第213条）、本件工事のように何らかの事情により事業が延引し、翌年度にわたるという場合に認められる。繰越明許費は、契約を行っているか否かにかかわらず、翌年度に繰り越して使用することを制度として認めるものであり、請求人が主張するように、繰越承認前に締結された契約が年度内の工期であることを理由に、繰越しが認められないものではなく、繰越承認工事とすることが違法又は不当であるとはいえない。

(2) 令和3年度中の本件工事の続行

本件工事については上記(1)のとおり、県議会の繰越承認後に、請負者と協議の上、特記仕様書で示されていた工期に延長し、工事を行っているものである。

(3) 予算上の根拠がない本件工事の実施

本件工事については、上記(1)のとおり、予算上の根拠のもと、工期延長されている。

(4) 誤った繰越額を計上した令和3年度予算案の提出

本件工事については、上記(1)のとおり、適正な手続により令和3年度に繰り越されており、本件工事に係る繰越明許費を含む令和3年度予算が違法又は不当であるとはいえない。

(5) 工事の数量変更なき工期の変更

本件工事の工期の変更は、当該契約書に定めのない事項について、必要に応じて発注者と請負者との協議して定めることを規定する工事請負契約書第62条に基づく協議を行って、発注者と請負者の双方が合意の上で指名通知書及び特記仕様書に記載されたとおりに工期延長を行ったものであるから、違法又は不当であるとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

なお、請求人は、法第242条第4項に基づく暫定的な停止勧告を求めているが、本件請求に係る行為は同項の要件に該当しないため、これを行う余地はない。